

経審・県入札の説明会があります。出席して用紙の購入をして下さい。日程は土木事務所毎に…
10/10豊後大野・竹田・玖珠・日田/11大分/15中津・宇佐/16豊後高田・国東・別府/17臼杵/23佐伯



「前回手続きを頼んだ行政書士はこの5年間、全く連絡をくれなかった…仕事で許可が必要なので至急申請して欲しい」とA社から依頼がありました。書類をお預かりして調べてみると①役員が殆ど替わり許可要件の柱=経営者(5年以上の建設業の経営経験者)が不在だった期間がある②株式会社なのに役員の任期切れで法務局への登記を懈怠③建設業法で義務付

「前回手続きを頼んだ行政書士はこの5年間、全く連絡をくれなかった…仕事で許可が必要なので至急申請して欲しい」とA社から依頼がありました。

満身創痍を克服し申請! 5年放置のプロに疑問符…

けられた毎年の業務報告(11条変更届)も未提出…といった事が判明。いずれも罰則・罰金が適用される事柄です。今年になって平均して月1件、新規の許可申請の依頼がある中で、これ程頭を痛めるケースはあまり

ありません。前回依頼を受けた書士がきちんと指導して

あげていたら依頼者も安心出来たのに…とプロとしての責任感やサービス精神に疑問を感じました。今月は県入札・経審の説明会が土木事務所毎に開かれます。管轄外の説明会でも出席可能です。



「70~74才の医療費の自己負担が来年度以降に1割から2割に引き上げられ、高額療養費も変わるという。消費税のUPも重なり負担が増えそうなので、テレビCMで見た生保の医療保険に入ろうか…」との相談をB氏から受けま

自己負担シニアに魅力の生保は役に立つ? 1→2割!

は4万7千円→7万6千円に(一般所得の人)。これに対し大手N社の医療保険の保険料は①入院1日目から1万円(1回の入院が124日まで)②がんの時は同額を上乗せ(入院日数は無制限)等で月約2万8千円(71才男)、80才まででも約300万円に!!

「費用対効果」の検討が必要です。最後に当事務所の電話ですが、最近光回線のトラブルで一時不通に…。下覧に緊急時の電話番号を掲載します。



「住宅かし担保履行法」による最近6カ月間に引き渡した新築住宅の届出は、10/21までです。

※当事務所の電話が不通の時は、①070-5080-7611 ②070-5481-0659 ③070-5481-0988 ④070-6597-6379 ⑤080-3372-8916(岩尾) ⑥090-8401-9855(西馬)へ ※通常は発信専用の番号です。